

平成19年3月27日(火)

# 企業会計審議会総会

於 金融庁特別会議室  
(中央合同庁舎第四号館9階)

金融庁総務企画局企業開示課

午後 2 時00分 開会

○安藤会長 定刻になりましたので、これより企業会計審議会を開催いたします。

委員の皆様にはご多忙のところ、ご参集いただき誠にありがとうございます。

初めに、会議の公開についてお諮りしたいと思います。

従来と同様、本日の総会も企業会計審議会の議事規則にのっとり、会議を公開することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

ご了解いただきましたので、そのように取り扱わせていただきます。

それでは本日の議事に入ります。

本日は、まず監査部会において、「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」案が取りまとめられましたので、これについて総会としてご審議をいただき、取りまとめの上、意見書をのちほど山本金融大臣にお渡しさせていただきたいと存じます。大臣には14時40分ごろを目途にお見えになる予定と伺っておりますので、ご協力方よろしくお願ひいたします。

それでは、監査部会における審議経過及び意見書案につきまして、山浦部会長からご報告、ご説明いただきたいと思います。

○山浦部会長 監査部会長を拝命している山浦でございます。

それでは、監査部会におけます審議経過及び意見書案につきまして、私の方から説明させていただきます。

まず、お手元に資料が配られていると存じますけれども、四半期レビュー基準に関する資料は、資料番号1そして資料番号2でございます。主に資料番号1の前文に沿ってこの基準の内容をご説明申し上げ、あわせて順次関連するところを基準の本文、それから資料2にあります幾つかの説明資料、それにあわせてご説明申し上げます。

まず、資料1にあります「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」の前文の部分で、最初に審議の背景というものを設けております。これにつきましては、資料2「四半期報告制度の概要」、ここに要点をまとめておりますので、これもあわせてご参照いただければ幸いです。

まず審議の背景でございますけれども、冒頭に書いておりますように、企業の経営を取り巻く経営環境も非常に変化が激しいと。業績等も非常に短い期間のうちに変化すると、こうした中で、特に投資者に対してこういった財務情報を適時かつ迅速に開示するということが、市場から求められている。また、あわせて企業内部におきましても、四半期ベースで自社の状況等を把握しながら的確な経営をしていく必要があると。こういった中から、証券取引法上の制度

としまして四半期報告制度が導入されました。実は、この意見書の題名パラグラフの第1行ですけれども、「本年6月に成立した」とあります。これは事務局側の間違いでありまして、これは「昨年6月に成立した」ということでご訂正いただければ幸いです。

昨年6月に成立しました金融商品取引法におきまして、平成20年4月1日以降開始する事業年度から、上場会社等につきまして四半期報告書の提出が義務づけられる。その報告書に掲載される四半期財務諸表について、公認会計士または監査法人の監査証明を受けるものとされており、この規定を受けまして、この四半期財務諸表に対して行う監査証明につきまして、平成17年1月の企業会計審議会の総会で四半期レビュー基準の策定を行うということを決意いたしました。監査部会においてその後審議を進めてきた次第でございます。都合6回監査部会を開いておりますけれども、その間、平成18年11月には「四半期レビュー基準の設定について」と題します公開草案を公表しまして、広く意見を求めました。さらに、その公開草案に対して寄せられた意見並びに監査部会での審議を踏まえまして、一部修正しまして、これを「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」として、本日皆様にお諮りした上で公表することとしたいと考えている次第でございます。

続きまして、主な内容と考え方ということでもありますけれども、この内容につきましては基準の本文、この意見書では7ページ以降でございます。この基準の本文は四半期レビューの目的、実施基準、報告基準の3つの区分から構成されております。

まず、四半期レビューの目的でありますけれども、特にこれはレビューという監査人の検証の手續につきましては、これまで我が国でまだ実務的な経験が必ずしも醸成されているわけではないために、基準の中身を説明するといえますか、その前にレビューそのものの意味を明らかにする必要があります。そういった意味で、この四半期レビューの目的というところを設けて、このレビューの内容を説明するということにしたわけでございます。あわせて国際的な基準、特に国際会計士連盟の国際監査基準設定機関でありますIASB、そこが出しておりますレビュー基準があります。そういったものとの整合性も勘案しながら、この目的を規定しております。

四半期レビューの目的は、四半期財務諸表の適正性に関する消極的形式による結論の表明にあること、つまり「経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかったかどうかに関し、監査人がみずから入手した証拠に基づいて判断した結果を結論として表明

することにあるものとした」と述べております。この消極的形式というのは、二重否定の証明形式をとるものでありまして、議論の当初、必ずしも日本語的ではないというご指摘も受けましたけれども、少なくともこの消極的形式での結論の表明というのは、国際的な監査人の業務の中に定着したものでありまして、これをもとにしてこういった目的規定を置いた次第でございます。

続きまして、四半期レビューにおける監査人の結論でございますけれども資料2の2ページ、「年度監査と四半期レビューの相違」という概要図があります。ここをごらんになられた上で、説明を進めさせていただきたいのでありますけれども、四半期レビューにおける監査人の結論は、四半期レビュー基準に従って不適切な結論を表明するリスクを適度な水準に抑えるために必要な手続を実施する。特に誤った結論を表明するリスク、これはたとえレビュー手続であっても、少なくとも投資家が四半期財務諸表を見るわけでございますから、誤った結論を表明する、そういったリスクを投資家が一定の信頼のもとで利用できるような状況まではやはり抑える必要があるということでありまして、そして、その手続でありますけれども、質問及び分析的手続を基本とし、監査基準に準拠して実施される年度の財務諸表監査に比べて限定的な手続からなるという規定をしております。

この趣旨ですけれども、実はこれは四半期レビューの手続、レビューという手続からしますと、それだけでありますと、質問あるいは分析的手続ということで、年度監査で行います実証手続、かなり詳細につき合わせる手続に比べますとかなり限定されている。しかし、この四半期レビューの枠組みとして、年度の財務諸表の監査人が自己の年度監査の知識を前提として実施している、こういった仕組みをとっております。

そのために、監査人は年度の財務諸表の監査と適切に組み合わせながら、四半期レビューを実施する。そのことによりまして、結果的には企業の重要な虚偽表示についての情報を入手する機会、これは四半期レビューでありますので、年度末財務諸表以外からしますと、3回の四半期財務諸表を作成します。そのたびにこのレビュー手続を行いますので、そういった虚偽表示の情報を入手する機会がふえる。そして全体として、つまり3回の四半期レビューと年度監査の組み合わせの全体として、監査の実効性がより向上することが期待されているということでもあります。

続きまして、この前文の2ページのところですが、説明を続けますけれども、監査人はこの年度の財務諸表の監査を通じて得たこの内部統制を含めまして、企業あるいは企業環境について理解を、四半期レビュー手続の中でも有効に活用していく。特に年度の監査人として、かな

り詳細な虚偽表示のリスク評価を行います。そのリスク評価の知識を前提にして、この四半期レビューも実施していくということでもあります。年度監査でわかった重要な着眼点等については、四半期レビューの中でも必要な検討を行いまして、さらに四半期レビューの結果、さらに年度の監査計画あるいは年度の財務諸表監査の中にも適切に反映させていく、こういうことが求められております。

それから、限定的な手続とは申せ、同じ監査人が実施する検証の手続でありますので、監査基準の一般基準、あるいはその監査に関する品質管理基準、これは四半期レビューにも同じく適用されるということに注意する必要があります。当然、この監査基準の一般基準で求めております職業専門家としての正当な注意を払う義務、あるいは職業的懐疑心をもって四半期レビューを計画し、実施するという義務、こういったものも等しく四半期レビューで適用されるという建てつけであります。

さらに、先ほど申しました品質管理についても、監査に関する品質管理の基準に基づいて定められましたこの方針と手続、それに従って四半期レビューも実施され、審査その他の品質管理のためのいろいろな手続を実施することになります。

続きまして、実施基準それから報告基準について、個々にご説明申し上げます。

まず実施基準でありますけれども、これにつきましては、資料2の3ページで「実施基準のポイント」となるところをまとめております。まず、この実施基準で四半期レビューの具体的な手続を示しているのでありますけれども、最初の四半期レビューの計画の策定、これは基本的には年度監査に係る監査計画の策定の中で、この四半期レビューの計画を立てることが可能となります。また、先ほど申しましたように、年度監査人としての知識を前提にして、この四半期レビューを行うという仕組みとなっていますので、この年度監査の監査計画と四半期レビューの計画とは、密接な関係でもって策定されていくということが必要となってきます。その上で、この四半期レビューに当たりまして、年度監査において行った内部統制を含む企業あるいは企業環境の理解、重要な虚偽表示のリスクの評価、こういった結果を四半期レビューの中でも反映させていく。

それから当然でありますけれども、四半期財務諸表の作成に係る内部統制についても、十分に理解する必要があります。これは年度の財務諸表の、年度の財務処理の作成に係る内部統制はもちろん規則はありますけれども、四半期財務諸表の作成に当たっては、そのための特別な内部統制というものも必要となってきます。そういったことについても十分に理解した上で四半期レビューを実施する、またそのための計画を策定する必要があります。

さらに、年度の監査で幾つか虚偽表示の可能性とか、そういった監査人が注目すべき着眼点等がありましたら、それについても四半期レビューでやり、検討をするということが必要となりますので、これらの監査結果の中に反映するということとなります。その上で、基本的な四半期レビューの手続としましては、質問それから分析的手続を実施するということとなります。質問は、もちろん経営者等の適切な企業側の担当の方々に監査人が問いただすという手続でございます。

それから、分析的手続、これにつきましては財務数値間の関係、あるいは財務数値と非財務数値間の関係、それを時系列的あるいはその年度の財務諸表間とか、そういったものを比較・分析しながら、さらにその業種の特性等を踏まえながら異常点を見つけていくという、そういった手法でございます。こういった質問・分析的手続、これが四半期レビューの基本的な手続となるわけでございます。ただ、当然その中で監査人がより深く内容を確認したいものが出てくる可能性が出てきます。そういった場合には、追加的手続としてさらに質問を加える、あるいは関係する書類を閲覧するといった手続を実施していくということとなります。

その上で、この四半期レビューで幾つか監査上の問題として出てくる中で、一つ大きな問題として継続企業の前提、つまりゴーイング・コンサーンの前提について疑義が生じたときに、四半期レビューの監査人としてどういった対応をすべきなのか。これがやはり年度財務諸表と同じように、四半期財務諸表についても大きな問題として出てまいります。

これにつきまして、前文の3ページに継続企業の前提についての検討という項を設けて、基準の内容をさらに詳しく説明しておりますけれども、その3ページの下から3行目です。「監査人は質問等の結果、開示の必要があると判断した場合には、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかに関し、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的手続を実施して検討すること。これが基本的な四半期レビューで求められる継続企業の前提に関する監査人の姿勢でございます。

この点につきまして、我が国だけの基準を設定するという考え方もあるのでしょうか、その前に主要国におけるレビュー手続のものとでの継続企業の前提に関する監査人のアプローチの仕方、それについて事務局を通して確かめたのであります。その上で、我が国としてはここに書いてあるような基準で示したような仕組みが適当であろうということで、部会の方にお諮りして、お認めいただいたのであります。まず仕組みですけれども、この4ページにありますように、まず前事業年度の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在していた場合、通常これは開示されているはずでございますけれども、その場合

には当四半期会計期間末までの事象又は状況の変化の有無、これを質問等の四半期レビュー手続で確かめる。そしてその上で、特段の変化がなければ、四半期財務諸表の作成基準で示している開示の基準に従って、前事業年度の開示を踏まえた同様の開示が行われているかどうか、といったことを確かめることとなります。

また、前事業年度の決算日における継続企業の前提に、重要な疑義を抱かせる事象または状況に大きな変化がある場合、当然前事業年度から第1四半期、第2四半期、第3四半期と時が経過するにつれて、前事業年度末の決算日時点での継続企業の前提についての重要な疑義、あるいは疑義を抱かせる事象又は状況、こういったことに変化がある場合があります。あるいは、その前事業年度の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在しなかったのですけれども、その後、新たに発生したという場合、少なくともこういった場合につきましては、当該四半期会計期間末から1年間の継続企業の前提について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかに関して、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して検討するという、こういう仕組みをとっております。

この点に関しまして、1年間の継続企業の前提についてということで、確かに四半期レビューそのものが限られた手続の中で実施されるものでありますので、1年間の継続企業の前提についての掘り下げ方、あるいは45日以内に四半期財務諸表が作成されるという、この時間的な制約の中で経営者も四半期財務諸表を作成しますので、その間で必ずしも継続企業の前提に関する、例えば経営計画をうまく策定できない、そういったこともあり得ます。そういう制約の中で、ここにお示ししましたような基準を設け、これに沿って監査人の対応をうながしていくという仕組みでございます。

続きまして、そのほかの実施基準については、大体監査基準で書かれているものを準用しておりますので、これについてはここではご説明を割愛させていただきます。

続きまして、報告基準でありますけれども、先ほど示しました四半期レビュー基準のポイントの資料2の3ページの後半部分でその概要を説明しております。最初に、四半期レビューにおける監査人の結論は、経営者が作成した四半期財務諸表について一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかったかどうかについて消極的形式で表明する。これは四半期レビューの目的の規定、これを受けたものでございます。

これは、監査人が年度財務諸表についての意見を表明するに当たりまして、品質管理の手続に従って審査等を受けます。これにつきましては四半期レビューも同様でございまして、この審査という非常に重要な品質管理のステップを、この四半期レビューの基準の中でも書き加えております。

前文の5ページで、最初に四半期レビュー報告書としておりまして、ここでは四半期レビュー報告書が四半期レビューの対象、実施した四半期レビューの概要そして結論の3つの区分に分けて記載する。これにつきましては、通常年度財務諸表の監査における監査報告書と同様の構成をとるということで規定の仕方を構成しております。ただ、この四半期レビューの概要では、四半期レビュー手続、つまり質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続からなるということ、それを明示することによって、年度監査と比べて限定的な手続からなるのだということも明示するという形をとっております。

その上で、続きまして(3)四半期財務諸表に対する結論の部分でありますけれども、四半期財務諸表について監査人が結論を表明するに当たりまして、基本的には無限定の結論が標準パターンとなるのであります。さらに除外事項を付した限定付結論の表明、あるいは否定的結論の表明、さらに結論の不表明という4つの種類を設けまして、それぞれの要件を示しております。実は、これらは年度財務諸表の監査におけます監査人の意見の種類分けに対応したものでございます。

つまり、言いかえますと、無限定の結論の表明というのは、無限定適正意見の表明に相当します。除外事項を付した限定付結論の表明、これは除外事項を付した限定付適正意見の表明に相当します。もちろん、この除外事項につきましては、手続上の制約事項としての除外事項、あるいは四半期財務諸表のいわば作成上の結果に関する除外事項、この2つの種類がございまして、それぞれの場合についてこの限定付の適正意見が年度監査では行われます。あわせて四半期レビューでもこの限定付結論を表明すると、こういった仕組みをとったわけでございます。そして、否定的結論というのは、年度財務諸表監査でいいますと不適正意見に相当します。このような同様の枠組みを対応させる形をとることによって、四半期レビューにおける監査人の結論の区分けを整理したものでございます。

そのほか、年度財務諸表監査の場合の、例えば他の監査人の利用であるとか、将来の帰結が予測し得ない事象等の存在、あるいは継続企業の前提、あるいは追記情報、こういったものについてもそれぞれ年度監査に関する監査基準の仕組みを踏襲しております。

最後に、実施時期等に関する説明文でございましてけれども、これは冒頭に申しあげましたよ

うに、四半期レビューというか、四半期財務諸表の作成の開始にあわせまして、四半期レビュー基準は平成20年4月1日以降開始する事業年度に係る四半期財務諸表の監査証明、これから適用することになります。

そして、前文の最後の6ページのところでありますけれども、実はこれは特定の事業を行う会社というものが、これは金融商品取引法で規定されておまして、その第2四半期の四半期報告書、これはまだ中間財務諸表としての扱い、そしてあわせてこの中間監査基準に沿った中間監査が実施されることが求められております。その意味で、四半期レビューがすべての上場会社等に当てはまるということにはなっていないという点、これについては留意する必要があります。

その上で、先ほど説明いたしました継続企業の前提について、中間監査では実はその中間会計期間が属する事業年度の最後まで、つまり半年間についての監査人の検討ということを中間監査で示していますけれども、この四半期レビュー基準で1年間という形で延長させたこともありまして、この中間監査に当たりまして、同じく次の中間が属する年度を越えた次の中間会計期間末まで、そこまでの継続企業の前提について監査人が検討すると、こういう仕組みにおのずとなるということ、ここで示したものでございます。

以上、ここでお示しします四半期レビュー基準について、要点だけご説明いたしましたけれども、ただ、これも冒頭に申し上げましたように、この四半期レビューという手続そのものが、まだ我が国の公認会計士あるいは監査法人での業務の中で、必ずしも醸成されていないということもありまして、今後、日本公認会計士協会の方でこれに沿った適切な実務の指針を作成されること、これが望まれるということで、この前文の説明をとどめております。

以上でございます。

○安藤会長 ありがとうございます。非常に丁寧なご説明でしたので、大臣がそろそろ来るんですけれども、恐らく待っていただけるんじゃないかと思っておりますけれども、ここは審議会でございますから、質疑応答時間も用意してございますのでこちらを優先したいと。

どうぞ、ただいまのご説明をもとに、皆様からのご意見等をちょうだいしたいと思います。どなた様からでも結構でございます。ご発言をお願いします。

ちょっと私から、質問ではないんですけれども、先ほどの意見書の1ページの第2パラグラフの「本年6月」というところ、先ほど山浦部会長は昨年と言いましたけれども、これはここで初めて年号が出てくるので、「平成18年6月」というふうにしたいと思っておりますので、事務局よろしいですね。

○池田企業開示課長 はい。

○安藤会長 どうぞ、ご質問の方、お願いします。

特にございませんか。ではよろしいようですね。

特にご発言がございませんようで、いいですか。当初は15分程度質問時間を用意しろと言われているのですが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、ご発言がないということで、先ほどの「本年」を「平成18年」に直すという修正を施した上で、この案をご承認いただくということでよろしいでしょうか。それでは、ご承認いただいたということで、お手元の意見書案の（案）を取っていただきたいと思います。

ありがとうございました。ここでカメラが入りますので、そのまま少々お待ちいただきたいと思います。

（中 断）

○安藤会長 ただいまご承認いただきました「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」を大臣にお渡しし、ごあいさつをいただきたいと思います。

（意見書の受け渡し）

○山本大臣 金融担当大臣の山本でございます。企業会計審議会総会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

金融資本市場の効率性を高めていくためには、企業の財務情報が適時に投資者に開示され、その投資判断に生かされていくことがきわめて重要となります。このため、昨年6月に成立した金融商品取引法では、四半期報告制度を法定化し、上場会社を対象に適用することとなっております。本日は、この四半期報告制度のもとで開示される四半期財務諸表に関して、適時性、迅速性の要請を踏まえつつ、その信頼性の確保が適切に図られていくよう、公認会計士、監査法人による「四半期レビューの基準の設定に関する意見書」を取りまとめていただきました。委員の皆様方による精力的なご審議に心から感謝を申し上げます。

貯蓄から投資への大きな流れの中で、投資者保護を図り、我が国金融資本市場の健全な発展を促がしていくためには、会計・監査等の制度インフラについて、国際的な動向も踏まえつつ、不断に整備を進めていくことが重要でございます。企業会計審議会の委員の皆様には、引き続き格段のご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。私のごあいさつにかえさせていただきます。

どうも今日はありがとうございました。

○安藤会長 ありがとうございました。

山本大臣、大村副大臣には、この後ご都合があるとのことで、ここでご退席されます。

(大臣、副大臣 退席)

○安藤会長 それでは、次の議題に入らせていただきます。

会計基準に関しましては、昨年7月、当審議会の企画調整部会におきまして、会計基準の国際的なコンバージェンスの動向を踏まえ、会計基準のコンバージェンスに前向きかつ計画的な対応が必要である等を内容とする意見書が取りまとめられました。この会計基準のコンバージェンスにつきましては、EUによる会計基準の同等性評価の動向が重要な位置を占めているところであり、また、EUによる同等性評価のプロセスにおいては、監査体制の同等性もその評価の対象になっていると伺っております。

本日は、この機会にEUによる会計基準と監査の同等性評価の状況等につきまして、事務局から説明をいただきたいと思っております。

では、お願いいたします。

○黒澤企画官 金融庁の黒澤でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、私の方からただいまご紹介いただきましたEUの同等性評価に関する動向につきまして、簡単にご説明させていただきます。資料は、お手元にお配りしてございます資料3-1及び資料3-2でございます。基本的に資料3-1に沿いまして、ご説明させていただきます。

まず、1ページをおめくりいただきまして、会計基準の同等性評価につきましてでございますが、これにつきましては何度かご説明しておりますし、また、昨年にも意見書をいただいております。状況はその概要に書いてあるとおりでございますが、かいつまんでご説明いたしますと、EUにおきましては「目論見書指令」及び「透明性指令」というのが採択されておきまして、2005年1月から国際会計基準の強制的な適用が始まっております。

同じように、EUに上場している第三国企業についても、国際会計基準またはこれと同等の基準の使用が、今後義務づけられる予定となっておりますが、こういったことを念頭にEUサイドにおきましては、日本基準を含め幾つかの会計基準について同等性評価の作業を進めてきております。適用開始時期は、当初2007年1月ということでしたが、昨年暮れにこれが延期される決定が行われまして、現在では2009年1月から外国企業への適用ということになっております。そして、それを前提に同等性評価につきましても、2008年6月までに結論を出すという方向で、現在検討が進められているということでございます。

細かい経緯につきましては、2ポツ以下で書いてあるところがございますが、幾つかポイント

トをご説明しますと、同等性評価につきましては、2005年7月に欧州証券規制当局委員会CESR、シーザーと言いますが、というところが日本基準につきまして、国際会計基準と比較した技術的助言を公表いたしております。結論はご承知のとおり、全体として同等としつつも26項目程度差があるという指摘がなされております。現在この26項目を中心に、両基準間の差異をなるべく縮小するという方向で議論が進められているということでございます。このような状況を背景に、2006年7月、昨年7月に当審議会の企画調整部会の方から意見書をいただいております。これに基づいてコンバージェンスをさらに加速化させるということでございます。

ASBJにおかれましては、このような意見書も踏まえまして、いわゆる「工程表」と私どもも申し上げておりますが、26項目を中心に向こう1年間の間に、どれだけコンバージェンスが進められるかといったようなことについての計画表を公表されております。こういうことを踏まえまして、私ども金融当局として、EC、ヨーロッパ委員会と交渉しておりますが、第1回目の「モニタリング会合」と称しておりますが、動向についての意見交換が昨年11月、そして2回目が実は昨日金融庁において行われております。会合の結果につきましては、プレスリリースを今朝発表しております。

参考資料の方に入っておりますけれども、会合のポイントは恐らく1つだと思いますけれども、ASBJの発表された工程表に従い、ASBJサイドはきちんとコンバージェンスを進めているということが改めて両サイドから確認されたということに尽きるかと思っております。引き続きこのペースでコンバージェンスを加速化する必要があるという主張が先方からなされておるところでございます。

今後のスケジュール、下の方に書いてございますけれども、下から3行目ぐらいになりますけれども、2008年4月すなわち来年4月までに、欧州委員会は欧州議会等に対してコンバージェンスの進捗程度に関する最終報告、それを踏まえた同等性評価に係る勧告を行うことになっております。そういった報告書を踏まえて、来年6月までに欧州委員会として正式に、日本基準が果たして国際会計基準と同等と言えるのかどうかについての決定が下され、それに基づき2009年1月から、両指令の適用が開始されるという手はずになっております。以上が、会計基準の同等性でございます。

それから、1ページおめくりいただきまして、監査の同等性評価ということも進み始めております。これは会計基準の同等性評価とは一応リンクはしておりませんが、結果的にはほぼ同時期に似たような作業が進んでいるということでございます。こちらの方につきましては昨年6月に法定監査指令というものが採択されておりますが、これによれば、来年6月末以降

からEU域内において、監査人が法定監査するためには一連の要件を満たさなければならないということが、統一的に定められております。例えば、監査人の資格要件、あるいは遵守すべき監査基準、独立性規則あるいは開示義務、それから当局における検査・監督のあり方、こういった一連の要件が定められております。

これらは基本的には、一義的にはEU加盟国政府を対象としているものですが、EU市場に上場する第三国企業を監査する第三国の監査事務所、要すれば日本の監査法人ということですが、につきましても、同じようにEU加盟国に登録して、全面的に当該EU加盟国の監督に服するということとするか、あるいは第三国、すなわちこの場合日本ですが、日本におきましてEU指令に定められているものと同等な監督に服するか、のいずれかになっていなければならないということです。ここでもやはり「同等」ということで、果たして日本の監査・監督体制が、EUにおいて求められているものと同等と言えるかどうかという評価作業が、現在始まっているということでございます。

これにつきましては、下の方に若干書いてございますが、本年1月に具体的な同等性評価の作業の進め方に関するコンサルテーション・ペーパーが公表され、これに対応する形でまた金融庁としてコメント・レターを公表いたしておるところでございます。この「監査の同等性評価に関する意見交換」第1回目なんです、これもやはり同じく東京で、先週金曜日ですか、行われております。これに関しては、2点、指摘しておきたいと思っております。

1点目は会計基準の同等性評価と監査の同等性評価は、若干趣が異なる。といいますのは、監査の場合は基準そのものを比較するのではなくて、監査の体制を比較するという作業でございます。具体的には、監査が独立の監督体制のもとに置かれているか、あるいは監査人に対する十分な調査あるいは処分というのが、当局から行われているのかどうか。そして一番大事なことは、監査法人において十分な品質保証体制が生まれ、これが実施されているかと、こういった体制面を中心にチェックするというものでございます。ただ、体制面と申しましても、品質保証体制の中では、当然、しかるべき監査基準あるいは独立性規則にのっとった品質保証管理体制があるかどうかというチェック項目が入ってきますので、間接的な形で、我が国の監査基準、これがEUが今後採用する予定の国際監査基準と同等のレベルの品質であるかどうかというのが、間接的にチェックされるという状況でございます。これが第1点でございます。

第2点目は、今般意見交換をした結果の感触としまして、特に日本の制度・体制につきまして、先方から大きな問題点は指摘されておられません。したがって、向こうはもちろんはっきり申しませんが、「同等」に近い判断をしているのではないかと、当方からは推測し

ている次第でございます。

以上がEUとの関係ですが、1点、アメリカとの関係もつけ加えさせていただきます。米国との関係におきましては、監査につきましては米国のPCAOBというところが同様の体制を組んでおりますが、米国PCOB及び金融庁及び審査会は、昨年来さまざまな場で意見交換をしており、なるべく相互の監督体制に依拠するという方向で意見交換を進めているということでございます。今般、PCAOBのオルソン議長が、別の会議で来日しましたが、その際にも五味長官と直接意見交換をしております。そこでやはり引き続き、なるべく相互依拠を拡大する方向に向けて、協力体制を拡大していこうという旨の意見交換、合意がなされているところでございます。

以上でございます。

○安藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見などございましたら、どなた様からでも結構です。ご自由にご発言いただければと思います。

特にございませんか。どうぞ。では、タッチの差で島崎委員の方が早かった（笑）。

○島崎委員 レディファーストでいいんですけれども（笑）。

ありがとうございます。いろいろ金融庁の方あるいはASBJの方で欧州の方ともいろいろ会議をして、いろいろ進んでいるとは聞いているんですけれども、一応ちょっと確認したいんですけれども、ASBJで昨年10月に公表したいわゆる工程表ですね、26項目、粛々と進んでいるということなんです、中を見ると、中にはいろいろ難しい話もあるのかなということ、いつまでに何をやるということを決めて今議論を進めておりますが、今までのところで何か特に双方で議論していて、いろいろ意見の食い違いとか、進める上で少し日程的におくれているとか、そういうものがあるのかなのかということが1つ。

それから、今の監査の監督の方の話でちょっとお伺いしたいんですけれども、この3月26日のプレスリリースで、この同等性の評価のところ、この丸ポツの2つ目、3つ目のところに、EU市場の開放的性格の維持に留意する。その下にもう一つ、双方の市場の開放的性格を維持する。ここで開放的性格ということは、逆に開放的ではないところもあるという意味で書いておられるんだろうと思うんですが、こういうことがわざわざ入っている背景ということと、それから先ほど日本の監査・監督体制がEUの体制と同等と評価されるだろうと、そういうお話がありましたけれども、具体的にいただいた資料の11ページですか、この同等性の評価の進め方ということで、公的監視体制を同等と評価する要件としてということで、1、2、3という

3項目ありますけれども、先ほどPCAOBの話もありましたが、それとの関係において、日本の今の監査の監督体制については、今の時点では具体的にもう少しどのような話が双方でされているのか、というあたりを補足いただければと思います。

○安藤会長 どうぞ。

○黒澤企画官 3つご質問いただいたと思います。まず会計基準のコンバージェンスについての進め方についてでございますが、双方の間に意見の食い違いは、現時点では一切ございません。むしろ、先方からは本当にこんな計画どおり進められるのであろうかというコメント、即ち、非常に意欲的なコンバージェンス計画で、それ自体、非常に工程表が高く評価されていますが、大切なのは、これをこのとおり本当にやれるのかどうかという点であらうかと思えます。

先方が特に重視しているのは、以前も申し上げましたが企業結合会計のプーリング法、これをどうするかという点、これは2008年までに結論というか、基準自体を変えるというところまで行うことにはなっていないで、方向性が出せるかどうかというところの段階までなんです。そこら辺の話とか、それから連結会計におけるSPCの扱い、もう一つは関連会社の会計方針の統一、この3つを引き続き先方は重視しているということですが、それも含めまして現時点においては意見の食い違いはありませんが、先方はちょっぴり気になることを言っていたのは、最後は欧州議会の評価ということになるので、欧州議会サイドは、やはり政治家ということもありますけれども、より多くのコンバージェンスの成果が出ていることを期待しているし、求めてくる可能性もあるというようなことは、前々から向こうも匂わしているんですが、そういうことを聞いてはおります。

それから2つ目は、プレスリリースのこの「開放的性格」の維持ということでございますが、これは私どもから会計基準の際もこういうことを主張しておるわけなんです。どういうことかと申しますと、EUにおきましては、これまでは日本の会計基準及び日本の監査法人、いずれについても何の問題もなくこれまでは認めてきた。それを前提にして、日本の企業が多くEU市場に上場してきた。そういう事実があるわけなんです。会計基準は同等でなければならない、あるいは監査についてEUにおいて厳しいといえますか、EUにおける監督下に置くということになると、おのずから日本の監査法人も活動しにくくなる、当然のことながら日本企業の監査証明についても、新たに日本法人でないほかの別の監査証明を改めてその企業は備えなければ、EUで引き続き上場できないということにもなりかねませんので、そういうことがゆめゆめ起こらないように願いますというのが、我々の基本スタンスです。

その次で「双方の」という、これが入ったのは、先方からの強い主張に基づいてこうなった

んですが、ご案内のとおり私どもも現在国会におきまして、外国監査法人が日本で活動する場合も、やはり同じように届出を求め、その上で日本当局の監督・検査のもとに置くという法案を提出いたしておりますが、そういったことも念頭に置いて、やはりお互い余り過度な規制をする、それが結果的に開放的な性格を双方阻害することにならないように議論していきましょと、こういう主旨のことを先方が主張してきたことを反映したものでございます。

それから3つ目、アメリカのPCAOBとの議論でございますが、これは皆さんご案内のとおり、既にPCAOBにおいて、日本の法人につきましては、すべてアメリカにおいて登録させ、かつ、現実にこれを検査・監督するという、そういう段階に進んできておるところでございます。今現在どういうことが話し合われつつあるかということですが、PCAOBサイドは、やはり外国の法人をやる際には、自分で全部やるのではなくて、当該外国の監督体制にある程度任せるということもあってはいいのではないかということ、最近打ち出してきています。具体的にはポリシー・ガイダンスと言いますが、どのような場合、どのような要件を満たせば相手当局を信頼して、その検査・監督を相手に任せるかについての要件・手続を明らかにした規則のようなものを近いうちに発表すると。「今、作成作業に入った」と言っておりましたが、そういったものにより、日本を含め外国当局のどういった点をチェックして、それにどこまで満たしていれば任せるといふに進むかという基準を決めたいというふうに申しております。そういったところを通じて、私ども、さらなる相互依拠の範囲の拡大に努めていきたいと考えております。

○安藤会長 ありがとうございます。よろしいですか、島崎委員。

それでは、引頭委員、お願いします。

○引頭委員 私の質問はとても簡単です。今、会計と監査の同等性評価が進んでいるというお話を伺ったのですが、会計の方は非常にスケジュールが明確ですが、監査の方はどうなっているのでしょうか。いただいた資料ですと事実は書いてありますが、最終結論の08年6月に至る今後の予定がよくわかりません。もし、今後のスケジュールがもしわかれば、教えていただけますか。

○黒澤企画官 この点は、EUサイドでも実は決まっていないところが多いんだと思うんですが、はっきりしているのは、2008年6月末までにEU加盟国内においては、加盟国の監査法人に対してはこういう体制がもう施行されると。第三国に対しても、理屈の方では全く同じ時期になるというのが原則でして、そのためにはそれまでに同等性評価を何十カ国を対象にすべて終えていなければいけないということなんです、これはさすがに欧州委員会サイドも必ずし

も現実的ではないと思っているふしがありまして、今回の協議資料などの中においても、経過措置ということを言及しております。

つまり、間に合わないようなところについては、場合によっては、来年6月以降も暫定的に現状のまま認めるというようなニュアンスを示唆しておりますが、そこも含め、彼らの中でも具体的な決定には至っていないということでございます。

○安藤会長 よろしいでしょうか。ほかにいかがですか。

特にございませぬようでしたら、先に進みたいと思います。会計基準や監査基準のコンバージェンスの問題につきましては、当審議会としても引き続き強い関心を持って、その動向を注視し、必要に応じ委員の皆様方のご意見をいただいてまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

本日予定しておりました議事は、これですべて終了いたしました。

これで本日の総会を終了いたしたいと思ひます。

なお、本総会でご承認いただきました意見書につきましては、本日このあと記者会見を行ひまして公表することを予定しております。委員の皆様には、審議にご協力いただきましたこと、お礼申し上げます。

それでは、これにて閉会いたします。

午後3時05分 閉会